

《翻訳》

カール・レーヴェンシュタイン著『第一次選挙法改革以降のイギリスにおける議会代表の社会学的研究』

—議会主権の時代(1832年～1867年)—

共訳者 渡 辺 中
小 山 廣 和
浜 田 豊

はしがき

われわれ、渡辺中（国士館大学法学部専任助教授）、小山廣和（明治大学法学部専任助教授）、浜田豊（桐朋学園大学講師）の3名は、1988年4月から共同研究会を定期的で開催してきた。そこで、まず、研究会の素材として選択し、3名であれこれ議論をしながら訳出作業を進めてきたのが、今回から資料として紹介する Karl Loewenstein, *Zur Soziologie der Parlamentarischen Repräsentation in England nach der Grossen Reform : Das Zeitalter der Parlamentssouveränität (1932—1867)* である。

この論文は、もともとは、Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, Band 51 (1924)に発表されたものであるが、後にKarl Loewenstein, *Beiträge zur Staatssoziologie*, 1961, J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) Tübingen に収録されている。

著者のカール・レーヴェンシュタインは、改めて紹介する必要があるほど著名な憲法学者であり、世界各国の政治状況・憲法状況をグローバルな視点から見た比較政治制度論、比較憲法論に関する多くの優れた研究を発表されている。その中でも、イギリス憲法に関する研究は、レーヴェンシュタインの中で特別の位置を占め、多くの論文が執筆されているが、ここに訳出した

論文は、著者のイギリス憲法に関する研究の中で比較的初期のものに属する。その意味で、この論文は、すでに黒田忠史氏によって翻訳がなされている Karl Loewenstein, *Zur Soziologie der Parlamentarischen Repräsentation in England vor der ersten Reformbill* (「第一次改革法案以前のイギリスにおける議会代表の社会学的研究」甲南法学第25巻, 3・4合併号, 1985年) と併せて著者のイギリス憲法研究のいわば出発点にあたるものである。⁽¹⁾ その執筆時期が1924年であるところから、そこで使用されている文献が今日の日から見るとやや古いとも思われるが、いかにもレーヴェンシュタインらしい指摘が見られ、憲法史研究を行なう上で有益な多くの示唆が得られる論文となっている。とりわけ、われわれが、思わぬ誤訳ないしは不適訳なしとしないにもかかわらず、あえて紹介を試みる動機は、論文の内容が今日の憲法学の研究にとって以下のような重要な意義を有すると考えたからである。

第一に、この論文で注目される点は、その対象となっているのがイギリスの第一次選挙法改正から第二次選挙法改正にいたる時期ということである。憲法史から見ると、この時代はイギリスで古典的議会制が成立する時期とされている。しかし、そのように重要な時期でありながら、憲法学の立場からの研究は——特に日本では——意外なほど少ない。その意味で、レーヴェンシュタインのこの論文はその欠落を埋める役割を果たすものと思われる。

第二に、この論文で注目される点は、今日の憲法学で論議されている代表制の問題を扱っていることである。特に、レーヴェンシュタインのこの研究で興味深いのは、代表制の構造と議会優位という現象を統一的に捉えようとしているところにある。実際、著者は、執行府に対する議会の優位と有権者に対する議会の優位という議会〔＝庶民院〕の二重の優越性を問題としており、「1832年改革から1867年改革にかけての議会主権の社会学的因果関係」を解明することが論文全体の「証明すべきテーマ」(thema probandum) としており、この点は、例えばフランスの第三共和制における——場合によっ

て第四共和制も含められよう——議会制の動態と比較する上でも参考になると思われる。⁽²⁾

第三に、この論文で注目される点は、そこで採用されている方法である。もちろん、論文の標題自体がすでに社会学的研究であることを示している。しかし、われわれの見るところでは、この社会学的研究ということの意味は、議会の問題を社会的事実として扱うということだけではなくて、憲法学的視点を踏まえた上で、代表制を生み出す構造を解明しようということなのである。このことは、本論文の第一章で伝統的解釈学に対して著者が暗示的に言及している箇所からも伺われるし、また、著者自身、この研究があくまで議会代表制の社会学だと断っている点からも読み取れる。もちろん、法学的な分析と社会的な分析を総合しようとする試みは、従来ある程度までマルクス主義法学によって行なわれてきたことである。しかし、レーヴェンシュタインのこの研究は、マルクス主義法学とはまた違った意味で社会構造全体の視点から憲法史を叙述する方法を示しているものと思われる。

なお、原註は、(1)(2)(3)の形で示し、訳註は、〈1〉〈2〉〈3〉という形で示した。さらに、原文でイタリック体の部分は、傍点で示した。

(1) 参考までにレーヴェンシュタインのイギリス憲法に関する研究を年代順に示すことにする。

Das Problem des Föderalismus in Großbritannien, Annalen des Deutschen Reichs, 1921, 1—95

Die britischen Parlamentswahlen in November 1922, Drei Masken Verlag, München 1923, 34 S.

Zur Soziologie der Parlamentarischen Repräsentation in England vor der ersten Reformbill, Erinnerungsgabe für Max Weber, Duncker & Humblot, München 1923, 34 S.

Zur Soziologie der Parlamentarischen Repräsentation in England nach der Grossen Reform : Das Zeitalter der Parlamentssouveränität (1832—1867), Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpol-

itik, Band 51(1924), 614—708.

Minderheitsregierung in Großbritannien, J. Schweitzer Verlag, München 1925, 71 S.

Das heutige Verfassungsrecht der britischen Weltreichs, Jahrbuch des öffentlichen Rechts, Bd. XIII (1925), 404—497.

Die Magna Charta des britischen Weltreichs, Archiv des öffentlichen Rechts, N. F. Bd.12 (1927), 155—272.

Der britische Parlamentarismus — Entstehung und Gestalt, Rowohlts Deutsche, Enzyklopädie, Reinbek/Hamburg 1964, 156 S.

L' Investiture du Premier Ministre en Angleterre, Revue du Droit Public et de la Science Politique en France et à l' Etranger, Bd. LXXXII (1966), 1063—1115.

Die Investitur des britischen Prime Ministers, in : Die moderne Demokratie und ihr Recht, Festschrift für Gerhard Leibholz, J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), Tübingen 1966, Bd II, 827—849.

British Cabinet Government, Oxford University Press 1967, 207 S.

Staatsrecht und Staatspraxis von Großbritannien, Band I : Parlament, Regierung, Parteien, XXXVI, 584 S. Band II : Justiz, Verwaltung, Bürger, XVI, 428 S. Springer Verlag, Berlin/Heidelberg/New York 1967.

Zur Gegenwärtigkeit des britischen Parlamentarismus, Recht und Staat, No.344/345, J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), Tübingen 1967.

(2) なお、ここで、レーヴェンシュタインは「議会主権」という表現を使用しているが、それは、立法府の優位を示すためのものである。その意味で、ここで言う「議会主権」は、名誉革命以降のイギリスの憲法体制を指す *Sovereignty of Parliament* とは異なっている（イギリス憲法における議会主権の内容に関してはさしあたり、伊藤正己「イギリス憲法における主権概

念——国会主権に対する一考察——」伊藤正己『イギリス法研究』東京大学出版会，1978年，141頁以下参照）。

第一次選挙法改革以降のイギリスにおける 議会代表の社会学的研究

——議会主権の時代(1832年—1867年)——

- 第1章 序説：証明すべきテーマ
：1832年改革から1867年改革にかけての議会主権の社会学的因果関係
- 第2章 第一次選挙法改革の社会学的発展史（以上本号）
- 第3章 1832年選挙法改革
- 第4章 選挙法改革以後の代表選出における他律的決定と自律的決定
- 第5章 選挙手続と選挙技術の社会学
- 第6章 独立した有権者とその代表者選出の諸形態
- 第7章 代表者指名に際しての有権者団の選出動機の分析探究
- 第8章 下院の社会構成
- 第9章 議会内運営の社会学
- 第10章 議会主権の担い手：独立独歩の（selbstherrlich）代表者
- 第11章 立法の精神
- 第12章 議会と世論
- 第13章 ジョンステュアート・ミルの代表理論
- 第14章 議会政党の営為（Parteibetrieb）
- 第15章 社会学的因果関係の憲法的帰結：国家に対する下院の支配

第1章 序説：証明すべきテーマ(thema probandum)：1832年
改革から1867年改革にかけての議会主権の社会学的因果関係

1832年の選挙法改正から1867年の選挙法改正に至る時期のイギリスの政治的動態を規定している国法的事象（staatsrechtlicher Tatbestand）⁽¹⁾は、下院の最高性ということであって、この最高性は、——外的関係においては——一方では國王と政府に対する、他方では上院に対する優位を示すと同時

に、——内的関係においては——国民を「代表する」有権者団に対する優位を示すものであった。

議会主権というこの国法的事象は、イギリスの憲法秩序の形式的性質（Qualität）に呼応して定立された憲法規範に立脚したのではなく、憲法習律上の規則に立脚したものであって、この点は、現実の現象から見ても一義的にはっきりとしているのみならず、イギリス憲法を解釈学的に記述する場合でも異論の余地はない。⁽¹⁾

議会主権が「国法的事象」として語られるとき、それは、「ラント議会」（Landtag）、「議会の解散」（Parlamentsauflösung）、「大統領」（Staatspräsident）などのように憲法により直接規定された概念に基づいて機能的に明確になり得るような観念ではなく、その表現が憲法〔典〕から直接導出できない憲法上の前提に立脚した政治的現象に適用される観念複合体（Vorstellungskomplex）であることを自覚しておかなければならない。ここで国法的事象が同じく語られるとしても、考察の対象となる時代における憲法政治的な実際現象からイギリス憲法の「規範像」（Normenbild）が構成されねばならないということ、従って、国家の諸機能と厳密に限定された憲法制度を一定の機関に帰属させることについては他の諸国と状況が異なっていることが、一般に留意されなければならない。もっとも、現在ではイギリスでも、1911年の国会法⁽²⁾と1918年の選挙法⁽³⁾とによって、憲法規律の固定化（Fixierung）への道が進行して以来、諸国と同じ傾向が存在する。その上、イギリス憲法の準則——実際には真正な意味における運用規則——は、基本的には、可変的な存在である。イギリス憲法の準則の適用が世代に応じて変化し、そればかりか事例に応じて変化するものであることは周知の通りである。それゆえ、大陸の法解釈学が政治的現象として取り扱う現象の多くは、イギリスでは、国法的な性格をもったものとされる。例えば、責任ある官吏の選択を原則として立憲君主（Fürsten）に委託しているような国では、国法〔学〕は、政党の存在を政治的に無視するか、あるいは政党に否定的価値判断を下す傾向にある。こうした政治的現実に対して、ドイツの法解釈学的国法学や

「純粋法学」の概念的厳格さは、否定的評価を与える傾向を見せている。しかし、イギリスのように国家指導 (Staatsleitung) と政党制度が相互不可分に絡み合っていて、政党がなければ統治のメカニズムが全く機能しないような国においては、政党の一定の行動様式が憲法的に重要であることが承認されている。もっとも、内閣と同様に、政党の場合も、法令 (Rechtssatz) による法的承認 (Legalisierung) が行なわれずに済まされてはいるが⁽²⁾。19世紀中葉に成立したイギリスの議会主権という政治的現実を生み出した諸前提は何か、という問題に対して、国法学は不満足な解答しか与えていない。すなわち、国法学は、1832年の選挙法改革によって中間階層への選挙権の拡大をもって、議会主権の要因と捉えている。だが、選挙法改革によって中産階級にも参政権の行使が承認されたという一事をもってしては、中産階級の社会心理的構造からして国王、貴族院、政府といった他の国家機構に対する庶民院の優位を生み出すものでないことは、ちょっと見ただけでも分かる。それゆえに、憲法的仕組みの政治的効果が法規範によって無条件に保障されるものでないことは疑い得ない。ルネサンス初期のヴェニスは、普通選挙を導入したことによってスイスの州に似た国家形態にいたったわけではない。代表者団〔下院議員〕の機能について見ると、他の国家要素に対する代表者団〔下院議員〕の地位が問題となる限りは、1832年の選挙法改革をもって代表者団〔下院議員〕の地位に関する憲法的転換が意図されたわけではなかった。それにもかかわらず、〔下院の優位という〕憲法的転換が生じたということが、まさに本研究の出発点となっている。すなわち、選挙法改革によってイギリスの政治生活の中に現れている社会的な (gesellschaftlich und sozial) 効果を探究するという本研究は、かかる疑問に答えようとするものである。

本稿は、1832年から1867年にかけての議会主権という憲法的事象を社会学的に解明しようとするものである。社会学的探究の方法は、ある程度まで国法学的探究を裏返した方法である。この方法は、實際上重要な国家機関、すなわち下院に国家を動かすあらゆる力の中心点が存在することを承認するものである——こうした見方は歴史的にも正当であるし、全く妥当なものであ

る——。しかし、下院は、議会を国法上このように意義をもつまでに高めた社会〔学〕的諸条件を示すものである。国法の社会学的な考察は、国法の解釈学的な考察に対して原則的には中立的になされる。この考察方法は、その結果として、政治的現実に対する国法学的な考察の断念にいたる場合もあれば、また政治的現実と国法学的考察の一致を証明する場合もある。こうした探究によって明らかになることは、下院がイギリスの国家的諸要素の歴史システムの中で他のすべての現象に対して上昇し得た、という国法的現実の基底にどんな社会学的因果関係が存在するのか、法秩序により生み出された議会代表の諸制度にいかなる社会勢力が関与しているのか、イギリス議会の社会的機能はいかなる状況に還元されるか、という点である。そのためには、代表者団の機能に関するあらゆる要素、直接的間接的諸要素、積極的消極的諸要素が考察の範囲に組み入れられねばならない。とりわけ、こうした考察によって、国民と議会の関係、より正確に言えば、有権者団と代議士の関係が社会学的に解明されねばならない⁽³⁾。この問題は、数世紀変わらない国法学的定式にもかかわらず、政治的には近代的代表制憲法の当初以来、議会制国家組織自体に対する批判的疑念が深まってきているその程度に応じて、意義を増大させてきた問題である。

そのかわりに、本テーマの内在的限界に言及しておく必要がある。イギリスにおける議会代表制の社会学的考察は、探究素材の観点および探究成果の観点から多くの点で広範囲の合意が強調されるけれども、イギリス議会の社会学と同一ではなく、同じくイギリスの議会主義の社会学と同一ではない。イギリス議会の社会学は、本質的には議会集団の社会的行動を議会の内部において、議会という枠内において、探究し、従って、ある程度までウェストミンスターの影響圏に止まり、少なくとも原則的にはその影響圏を越えることはない。しかし、イギリスの議会主義の社会学は、イギリスにおいてまさに議会が——例えば、ドイツにおける君主や、スイスにおける国民とは反対に——統治の動態の規定的要因に成長していったその社会学的状況を認識しなければならない。加えて、それは、議会制国家形態が典型的に利用した諸

形式をその考察の枠内で引き出さねばならない。議会社会学は、一般的に、議会主義が進行している目に見える中心領域を扱うものである。議会社会学の基本的認識対象は、議会の集団生活であって、それは、例えば、イートン(Eton)校やハーロー(Harrow)校の社会学的評価や古典古代の教会政府の社会学的考察が想定されるのと同じことである。当然のことながら、議会集団の社会学的構造は、非常に広範な政治的・国法的な現象——典型的なものとしては、議事運営規則、議会に対する大臣の関係(大臣の議会への出席、大臣責任、議会による政府統制)、立法技術——と結びついている。

これに対して、本研究の対象である議会代表の社会学は、機能と装置としての代表の全体的状況を把握しようとするものである。従って、それは、ジューゼとしての現実の完成した作品の一断面を探究するのではなく、ある程度まで選挙人〔有権者〕の原細胞(Urzelle)〔有権者一人ひとりの行動〕にまで遡って、その基本的輪郭と見取り図を描き出そうとするものである。その場合、当然のことながら、集団としての議会の社会学的考察のみならず、統治機構としての議会の特色にとって本質的な多くの領域に触れられることになる。幾何学的に表現すれば、言及された三つの社会学領域〔議会代表の社会学・議会主義の社会学・議会社会学〕をその離心円的な構図の下に取り扱うことが本研究の方法である。すなわち、議会主義の社会学は、議会代表の社会学に対して包括的な問題設定を行なう。他方で、議会代表の社会学はその考察領域を議会社会学よりも広い領域に設定する。集団としての議会の社会学は、集合的現象の領域に呼応したものであるが、議会主義の社会学は、統治形態の社会学というテーマと呼応している。

最後に、本研究は「庶民院」のみに関する研究であって、貴族院を対象とするものではない、という点をやはり強調しておこう。国王と上院になおも「代表としての」⁽⁴⁾性格を認めることができるとしても、議会代表の社会学的考察は、選挙に基づく代表者の機能を対象とする。

- (1) 法解釈学的記述は、別の観点からなされる。つまり球技場の誓い〔フランス革命〕からファシズムにいたる現代を含んだ新しい立憲主義——それは国民主権と議会

主権の妥協から生まれた——の枠から議会の地位を説明するものである。1832年から1867年にかけての議会主義に関する憲法史的出典を含めた最も重要な国法的事象に関する概観は、本稿の第12章において行なう。国法的事象を知るためには、R. Redslobs『議院内閣制——その真正形態と不真正形態——』Tübingen 1918の21頁以下の記述、ならびにそこで引用されている文献が有意義である。さらに参照、L. Courtney『連合王国の生きた憲法』London 1911, 9頁以下, Th. E. May『ジョージ三世の王位継承以降のイギリス憲法史（1760年—1860年）』第一巻, 第二巻, London 1867—1863, 第三巻（Francis Holland著）London 1912, 17—20頁, A. Esmein『フランス憲法・比較憲法要論』第7版 Paris 1921, 91頁, Brougham『イギリス憲法』著作集第11巻, Edinburgh 1873, 34頁以下, G. C. Lewis『属領統治に関する試論』London 1841, 49頁。さらに、以下の著作の論述と引用文献を参照せよ、Sidney Low『イングランドの統治』London 1904（1910年の出版）, 56頁以下, A. Todd『イギリスにおける議会議政府に関して』London 1867—1869, 第2巻, 403, 407頁。この他にも、参考文献はいくらでも挙げる事が出来る。議会主権は、ホイッグ的国家観の伝統的教義である（Bernhard Guddmann『市民改革時代におけるイギリス』Stuttgart 1923, 260頁参照）。

- (2) この点に関しては、Thoma「国家概念との関係における近代民主制の概念」マックス・ウェーバー追悼論文集, München-Leipzig 1923, 第2巻, 56頁以下参照。
- (3) この意味で、本論文は、筆者が以前に行なった研究の延長にある。そこでは、1832年以前の有権者団と議会の——否定的な——関係をアリストクラシー社会の最も重要な代弁者としての議会として描き出した（参照、Loewenstein「第一次改革法案以前のイギリスにおける議会代表の社会学的研究」前掲追悼論文集, 第2巻, 84頁以下, 本論文集33頁以下所収）。
- (4) 参照, Esmein 前掲書第1巻, 91頁。

〔訳注〕

〈1〉 der staatsrechtliche Tatbestand は、本来ならば、「憲法的事実」と簡単に訳しておけるものであるが、本文の後の箇所で見られるように、レーヴェンシュタインが伝統的なドイツ国法学と対抗する形で特に議会主権を der staatsrechtliche Tatbestand として問題にしていることから、この言葉は、単純に憲法上の現実の意味では使用されておらず、憲法学〔国法学〕の視点から捉えられた一定の事象を指すものとして使用されているようである。そこで本訳では原文が der staatsrechtliche Tatbestand となっている場合は、「国法的事象」

と訳し、原文が *der verfassungsrechtliche Tatbestand* となっている場合には、「憲法的事象」と訳しておいた。

- 〈2〉 財政法案 (money bills) に関する貴族院の関与を大幅に制限した1911年の国会法を指す。なお、税・財政法原理とイギリスの憲法原理との関係に関しては、小山廣和「いわゆる『人民予算』の提出と『1910年歳入法』の成立——イギリスにおける『近代税法』から『現代税法』への契機——」小林直樹＝北野弘久編『現代財政法の基本問題』岩波書店、1987年、所収、同「イギリス1910年の税制改革と1911年議会法の成立」『波多野弘先生還暦祝賀記念論文集』有斐閣出版サービス、1988年、477頁以下、参照。
- 〈3〉 婦人参政権を含む選挙権の拡大を行った1918年の選挙法 (Representation of the People Act) を指す。この選挙法により、21歳の成人男子は、同一選挙区に一定期間居住するか、一定期間営業所を占有していれば、すべて選挙権を認められた。婦人の場合は、30歳以上で、夫が選挙権を有する場合、地方議会の選挙権を有する場合に選挙権が認められた (水木忽太郎『選挙制度論』有信堂、1967年、23頁参照)。なお、本来の意味の男女平等の普通選挙権が実現されるのが1928年の選挙法であるが、本論文が1924年に執筆されている点に注意されたい。

第2章 第一次選挙法改革の社会学的発展史

議会による絶対主義の立憲的制限という世界史的過程は、発生的にはイギリス革命における宗教的動機によって開始されたものであるが、何よりも国王の無制限の権力に対するアストラクシーの権力の安定化を招来させた。1688年の名誉革命以降、国家の内部的重心は、議会、すなわちアストラクシーの階級支配の装置へと移った。ジェントリーを担い手として、イギリスは世界帝国へと上昇した。貴族支配という社会学的事実も、世界帝国に上昇したことによって、歴史的に正当化された。啓蒙主義の時代の社会的・精神的状況は、イギリスにおいても貴族階級と国家とを同一視する見方を終焉させた。貴族階級に代わって、国民の新しい社会階層が抬頭してきた。ブルジョワジーがアストラクシー社会の伝統的支配慣行と支配権益を解体していくこの全ヨーロッパ的展開の中で、1832年の選挙法改革は、イギリスにとっては政治的に決定的な出来事であった。この改革は、その先人者たち (Väter) の見解からすれば決して過去との断絶を意味するものではなかったけれども、

振り返って見るならば、イギリスにおける新時代、すなわちブルジョワ的金権政治（Plutokratie）の時代の幕開きを意味した。改革によって革命を避けたということ、また国家の命運を支配する世界精神の立憲的歩みをも断絶もせずに進めたということ、まさにこれこそは、イギリスと世界史の双方にとって重要な憲法的転換である。改革は、国家機能を支配する貴族特権の法的な枠組を一掃し、そのことによって、国民のかのブルジョワ階層が政治的に抬頭するための自由な道を生み出したのである。ブルジョワジーは、18世紀末以降、精神的経済的自己意識に到達したが、同時にそれに相応しいだけの政治権力への関与という国家技術的な可能性を獲得することはなかった。

フランスで行なわれた革命の急進的な影響は、イギリスでは、国民の保守的な穏健さのために、その指導者の反動的性格にもかかわらず、避けられたのである。しかし、この島国もまたヨーロッパの精神的革新を甘受しなければならなかった。とはいえ、フランスでは——恐怖政治時代の混乱した国家意思形成と国家指導の全段階を通じて制憲議会の代表者総会の印象的な国民国家意識からナポレオン帝政の輝ける独裁に至るまで——新しい精神を満たす国法的うつわ（Gefäße）が急激に作られてはまた急激に破壊されるという状況が起こったのに対して、イギリスでは、中産階級によるアリストクラシーの国政指導の解体の後でも依然として、議会が国家意思形成の憲法的な中心点であり続けた。その議会の構成をめぐって、新しい力と古い力の権力闘争が発生したのである。

国家機構をこれまで独占していたアリストクラシーと未成年状態を脱したブルジョワジーの対立は、1832年の選挙法改革によって頂点に達した。ブルジョワジーは、その内部的対立にもかかわらず、アリストクラシーの政治的諸特権には反対しており、製造業者から小商工業者に至る、また大金融業者から小店主に至る一つの統一した社会階層（eine einheizliche soziale Kategorie）を形成していた。こうしたブルジョワジーとアリストクラシーとの対立には、政治史的・憲法史的側面のみならず、精神史的・社会史的側面においても長い前史が存在する。⁽⁵⁾

1789年のフランス革命はアンシャン・レジームという枠の存在を意識したときのみその完全な意味が理解されるように、ブルジョワ階級中産階級の解放、それと並んだジェントリーの権力の衰退は、18世紀末の社会状況を背景にした場合にはじめて理解可能となる。当時、国家と教会、経済と社会は、アリストクラシーの排他的支配の下に統一体を形成していた。アリストクラシーのために、ジェントルマン⁽¹⁾という社会的に最も相応しい表現が生まれた。土地所有にすべての社会的権力の源泉、それゆえにすべての政治的権力の源泉があった。土地所有のみが、「国の命運」(a stake in the country)を左右した。ジェントリーを社会的に従属させながら、植民地と商業によって、新しい富〔の形態〕が生まれた。支配階層は、下層の民衆階級のことを気にかけることはなかった。支配階層は、頑固に服従を賛美し、都合の良い無知を固持した。中産階級たるブルジョワ階級もまたアリストクラシーの後景に退くことで満足していた。ブルジョワ階級は、中央政府においても地方自治体(Selbstverwaltung)においても政治権力から排除されていた。アリストクラシーの支配に規定された社会秩序の統一性に対して、個人〔という単位〕は際立った存在ではなかった。個人は、全体に無制限に従属していた。個人の全体への埋没(Entpersönlichung)は、生活様式の全体(die ganze Lebenshaltung)を貫いていた⁽⁶⁾。自由の概念はイギリスの地に深く根づいていた。けれども、それは、フランスの理性の哲学で言う自然権としての自由ではなく、社会道徳の枠内における自由であった。人権は、「ジェントルマンであること」(Gentlemanhaftigkeit)という仮借のない規律の下風に置かれた。なるほど、個人は国家の恣意的な侵害に対しては、依然としてヨーロッパ大陸よりも保護されていたが、しかし、国家の中ではその個人はいかなる役割も演じていなかった。ここで問題となる人間とは、抽象的な人間ではなく、社会に奉仕する人間であった。

バーク(Edmund Burke, 1729—97)やペーリ(William Paley, 1743—1805)⁽²⁾にとって、華々しい終焉を遂げる世紀の社会秩序は、理性の所産であって、どんな批判的立場であっても、その内部的合目的性に対して疑問を差

し挟むことはできないものであった。当時支配的であったマンズフィールド卿（Lord Mansfield）の歴史的保守主義は、博愛主義的、人道主義的理念と、さらにまた自由主義的で進歩主義的な理念とも完全に調和するものであった。しかし、フランス革命の非道、「ジャコバン主義」⁽³⁾に対して、全国民が共通して抱いた反情は、すべての進歩に革命という烙印を押すような反動的な心性を生み出し、イギリスの国家制度の素晴らしさに楽天的な満足感を抱かせるようになった。19世紀初頭におけるこの心性の最も傑出した代表者は、エルドン卿（Lord Eldon）⁽⁴⁾であると思われるが、彼は社会の大きな悪弊、勝利した戦争の後に生まれた社会の腐敗と放漫を不問に付したのである。

反動的階級の支配は、1830年に急激な終焉を迎えた。この終焉は、皮相な考察にとってのみ意外なものであろうが、内部的な要因に基定されたものであった。アリストクラシーの社会において、古い国家の確立された社会秩序の直中に新しい階級が登場した。この階級は、経済的に強固で、精神的に目覚めた階級であり、社会的に上昇することを望んでいた。こうした新しい社会階級の形成には、精神的契機と経済的契機の双方が、同じ程度に分在している。

イギリスにおいてしばしばそうであるように、ここでもまた、国民の精神的刷新を生み出す宗教的推進力が存在した。ウィズリー（John Wesley, 1703—1791）⁽⁵⁾の信仰復興の観念（revival-Idee）⁽⁷⁾は、道徳的良心への訴えによって、自分自身並びに悩める同胞（fellow-creature）に対する個々人の意識を目覚めさせた。個人感情が宗教観念によって鼓舞される一方で、啓蒙主義の道徳哲学（ペーリヤプリーストリ Joseph Priestley, 1733—1809）が登場した。彼らにとって、国家とは、より大きな善——これが国家の構成員にとってのより大きな目的である——を促進するための装置（Anstalt）であった。他方で、アダム・スミス（Adam Smith, 1712—1845）とその学派によって経済的自由が要請される中で、国家エゴイズムが新しい国民経済の個人主義的経済理論と対峙することとなった。かくして、イギリスでは、フランス革命の自然権思想に基づく急進主義が準備され、体験されることとなった。人権

の理念がペイン (Thomas Paine, 1729—1798) によって普及され、ゴッドウィン (William Godwin, 1756—1836) によって一つの教義にまで押し進められたとき、その弊害を訴えるいかなる否定的感情も、もはや人権理念を駆逐することはできなかつた。結局のところ、啓蒙主義の社会哲学が古い社会秩序の集団意識 (Kollektivbewußtsein) に楔を打ち込んだとき、ベンサム (Jeremy Bentham, 1748—1832) が登場した。ベンサムは、個人主義をその体系の頂点に置くことによって、封建制の社会的独占〔支配〕を打ちくだこうとした。彼の理論には、様々なルーツに由来する運動が取りくまれており、その中で、社会と国家の統一という古い観念が打破された。この思想は、ベンサム主義者の哲学的急進主義の影響の下に、⁽⁸⁾ 経済的に抬頭するブルジョワ中間層の世界観となった。自由主義的個人主義の時代、それゆえに金権政治的自由主義国家の時代は、1832年の「大改革」〔第一次選挙法改革〕に始まる。

以上のような精神的過程に加えて、産業的・経済的發展に従った——しばしば語られる——個人領域の拡大を見落とすわけにはいかない。⁽⁹⁾ 農業国家が工業化するとともに、国の重心は、農業地域たる南部と西部から北部へと移動した。一段と大きな人口移動が生じた。製造業者階級 (Klasse der Fabrikanten)、それとともに商工業中間階級 (industrielle und gewerbliche Mittelstand) が大地主層 (Squireschicht) や商人層の傍らで、抬頭してきた。低い出自の人々は、新しい富の力によって上昇した。ブルジョワ産業家、つまり「製造業者=工場主」(manufacturers) は、非貴族社会の代表者であった。

製造業者階級は、⁽¹⁰⁾ 久しく、そのプチ=ブルジョワ的地位から脱出することができなかつた。この階級に属するものは、その外見的特徴からすれば、政治的力を持たない上昇した職人層であった。新しい企業家は、発生的には、決して政治的改革者ではなかつた。この階級もまたイギリス憲法の支配的原理である所有権の保障 (Sicherheit des Eigentum) とともに上昇し下降するものであった。経済的に下位の地位にあり従属していた人民大衆 (Masse)

に対するこの階級の姿勢は、中間層（Volk）に対する旧来のアリストクラシーの思い上がった優越感とあまり異なるところがなかった。この階級は、産業組織に気を殺がれ、生活の政治的側面をなおざりにしていた。この階級は、既存の国家システムが自分たちにとってその経済的拡大を妨げない限りで、それを上層階級の手に乗せたのである。フランス革命の時、上層ブルジョワジーは、外国でも国内でも「ジャコバン主義者」に反対して貴族の支配層と結びついた。しかし、1815年の講和条約の後のトーリーの反動の圧力の下で、ブルジョワジーは、徐々に野党の立場になり、戦争終結の辛い時期の間にその階級意識（Standesbewußtsein）を獲得した。金権政治によって上昇した成り上がり者たち〔＝ブルジョワジー〕は通例、支配層たるアリストクラシーに同化することができたが、こうした階級意識が生まれたことによって、同化は妨げられた。かつてならば、富を獲得した階層、つまり植民地開拓者、ネイバップ〔インド成金〕、銀行家、大商人たちは、アリストクラシーの社会に加わることを求め、土地所得によってアリストクラシーと同等になろうとした。〔ところが〕今や、産業的な出自をしばしば振り返って見ることができた製造業者階級の中から、自己意識ある権力的人間（Herrenmenschen）の階層が生まれ、自己の労働者に専制的圧力を加えた。この種の産業家は、通例、アリストクラシーの社会に受け入れられることを求めなかった。歴史的に不当な選挙制度は、まさしく大工業の中心地であるマンチェスター、バーミンガム、シェフィールドといった都市から下院の代表を奪っていたが、そのために政治から締め出されていたこの階級は、封建社会のファサードの背後で、自らの階級を国内における強力な地位に高めた。多くの場合にピューリタニズムや国教忌避（Dissentertum）の宗教的伝統から提供された生活様式は、現実の世界においても大きな影響を果たすことによって、やがて一段と大きな信望を獲得していった。ブルジョワ自由主義者によるロンドン大学の設立（1827）は、アリストクラシーによるオックスフォードとケンブリッジの教育独占を打ち破った。まさにこの時、哲学的急進主義が勢いを増した。哲学的急進主義には所有権の脅威となるものは何も認められないこと、

それどころかベンサム主義の政治哲学という助けによって国家装置への関与が達成できることが認識されると、哲学的急進主義は、たちまちのうちに製造業者階級の間に広まった¹¹⁾。この新しい学説は、彼らの個人主義的利益に呼応したものであり、その経済的エゴイズムにヴェールをかけるものであった。こうして、新しい金権政治階層は、自らの利益擁護をアリストクラシーの手による恩寵として受容したり、世論の圧力の下で苦勞して手に入れるのではなく、独自の価値意識をもって、自ら積極的に国家の政治的形成に参加することを求めたのである。しかし、それを達成するための唯一の回路は下院であり、その下院は改革によってのみ接近が可能であった。従来ならば、「改革されざる庶民院」(unreformed House of Commons)¹²⁾は、国民の中の国家的重要部分その内に凝集していたものであるが故に、理論的には問題があっても、満足いく制度である[と考えられてきた]。ところが今や、不当な代表制度、ジェントリーによる国家装置の独占、そこに従属した階級、といったことが政治的な憤懣の種となった。こうして、富を増やした製造業者階級は選挙法改革を要求した。国民を代表する部分の経済的権力と封建的国家権力保持者の間の亀裂は、もはや埋めることができなくなった。

ブルジョワジーの経済権力とその政治的無力との間の緊張関係から、選挙法改革の政治的前史を形づくる奇妙な憲法的事象が生じたのである。アリストクラシー社会は国家装置とその権力手段を自由に利用し得るとはいえ、また新しい社会層が自らを含んだ政党の幹部の中に組み入れられることはないとはいえ、その地位をめぐる執拗に闘争するアリストクラシーから中間階級が改革を勝ち取ったことこそは決定的な点である。改革は、本質的には、議会の外からの圧力の結果であった。この圧力があったために、アリストクラシーによって操られる議会機構は、長期にわたって耐えることができなくなったのである。企業家層、中間層、労働者階級を構成要素とする非特権的な全国民の世論は、国家装置を自らが利用可能な装置に変容させた。

1815年以降の反動的なトーリー政権は、なによりも出版物と示威活動(Agitation)に対する弾圧によって野党を抑えることに成功した¹³⁾。改革の擁

護は、ジャコバン主義と見做され、批判は暴動と見做された。しかし、弓を引いたのはアリストクラシーの方であった。抑圧と闘争することにより、新聞雑誌の中から世論が生まれ、示威活動の中からブルジョワジーの国家征服のための柔軟な武器が生まれた。思想の自由 (liberty of opinion) が市民的権利の中核であったイギリスにおいては包括的で拡大した示威運動 (Agitationskampagnen) が編成されることによって伝統的な経験が築かれた。その最も重要な例が、福音主義政党による反奴隷制運動であり、その影響を受けたものとして最も有名なものが反穀物法運動である。さらに大きな規模のこうした民衆の示威活動は、あらゆる形態の政治宣伝 (Propaganda)、つまり新聞、説教壇、言葉、印刷物、大衆集会、個別的な説得を利用した。1815年以降、議会の外における示威活動の最大の成果は、カトリック解放運動⁽⁴⁾に現れている。これは強情な議会に向けられた運動であった。

政治同盟⁽⁵⁾を取り結ぶことによって、改革運動は、議会の外における示威活動という一段と大きな実効的手段を獲得した。この政治同盟は、未曾有の規模の大衆集会と大請願 (Monsterpetition) によって活動した。中産階級と労働者は、アリストクラシーに対する共同戦線を張る運動の中で団結した。企業家と産業労働者は、支配する者と支配される者の関係という深い社会的対立を孕んでいたのであるが、この両者の同盟を取り結ぶために、パーミンガム・モデル⁽⁶⁾が少なからぬ影響を与えた。政治同盟は、フランシス・プレイス (Francis Place, 1771—1854) という天才的な黒幕によって背後から指導された民衆運動の足場となった。この運動の中で、製造業者と賃金労働者は、時代遅れの封建的諸特権に対する攻勢を準備した。ブルジョワジーに対する社会主義的な労働者の自立を獲得しようとし、労働者をブルジョワ的急進主義から解き放とうとする現下の潮流は、政治現象の進展を押し止めることができなかった。

1832年の議会改革はまた議会制の長い前史を回顧させるものである。すでに1770年に大ピット (William Pitt, 1708—78) によって下院の改革が意図されたことがある。その偉大な息子は、売買可能な議席を国費で獲得し、代表

されない都市にその議席を割り当てることによって、改革を実施した。フランス革命は、1793年のグレイ (Charles Grey, 1764—1845) による改革の試みを水泡に帰した。1821年から1826年にかけてラッセル (John Russel, 1792—1878) が行なった改革の提案も、同じ運命をたどることになった。ラッセルの改革案は、すべてが議席を再配分するものであった。しかし、トーリー主義がウェリントン＝ピール内閣の下で実施されたカトリック解放とともに、その止めの一撃 (Todesstoß) を受けたとき、改革問題の解決が不可避となった。パリの七月革命のベンガル・ライトに照らされると、ジョージ四世の死後、改革派にとっては大きな成果を生み出した総選挙が始まることになった。それは、やがてウェリントン内閣の崩壊を招くものであった。これにより、イギリスの選挙法改革の歴史がはじまる⁹⁾。なるほど、グレイ内閣の最初の最も穏健な法案は庶民院では通過したものの、ホイッグ党は、選挙法改革をスローガンとして総選挙を実施する方が好ましいと考えた。ブルジョワ中間層が労働者と連合することが適切であることが判明した。1831年の総選挙は、国家に対するアリストクラシーの独占構造を掘り崩した。確かに、ホイッグ党は、新しい議会で140議席という多数を獲得したが、地方の統一的得票にもかかわらず、議席の5分の2は、依然として寡頭支配の手に残った。すべての領域をめぐる三ヵ月間の闘争の後に、ラッセルが持ち込んだ第二番目の改革法案は下院で通過したものの、それは、予想されたように、貴族院で挫折した。国民の大きな興奮が起こり、国は、革命の瀬戸際にまで追い込まれた。ブルジョワジーは、納税拒否の運動 (Steuerstreik)⁹⁾ をプロパガンダし、大衆はそれを実行した。上院における改革案拒否への回答として、下院は、政府に信任投票を与えた。新しい時代の幕が切って落とされた。すなわち、封建的寡頭制の牙城であった上院は、もはや内閣を打倒することはできなくなった。いくつかの点で土地郷紳 (landed gentry) の選挙利益を組み込んだ第三の改革案は、下院で承認されたが、上院において再び暗礁にのりあげた。新しいウェリントン内閣の短いエピソード〔短命政権〕は、もはや歴史の歯車を押し止めることはできなかった。世論は最高に興奮して

圧力をかけ、またピールー派が威嚇を行なう（「貴族院を変えるか、なにもしないか、二つに一つだ」“move Lords or none”）ことによって、強情な国王も再び政権についてのグレイ内閣を承認した。そのために、1832年7月4日、ついに上院は改革案を承認した。

- (5) 以下の叙述には、以下の文献を多く利用した。すなわち、A. V. Dicey, 『19世紀におけるイギリスの法と世論の関係』 *Lectures on the relations between law and public opinion in England during the nineteenth century* (London 1950), Lectures IV—VI, p.62ff.及びM. Ostrogorsky 『民主制と政党組織』 *La Démocratie et l' Organisation des Parties Politiques* (第1版 Paris 1903, 第2版 Paris 1912), (第1版の) 第2巻, 特に, 第2章, 24頁以下。さらにまた, 最近刊行された卓越した著作, Bernhard Guttman 『市民改革の時代におけるイギリス』 (Stuttgart, 1923) も同じく参照した。
- (6) 参照, Ostrogorsky 前掲書第1巻10頁以下。この書物は, 国家, 教会, 家族, 法生活から成る全体の秩序において, その思想を才知豊かに追求している。
- (7) ウィズリーとメソジスト派の信仰形態に関しては, 総じて, O. Baumgarten 『イギリスにおける宗教生活と教会生活』 (Leipzig-Berlin, 1922), 61頁以下を参照せよ。さらに, Ostrogorsky 前掲書第1巻22頁, 並びに Guttman 前掲書 179 頁以下参照。
- (8) Guttman 前掲書271頁以下参照。
- (9) Guttman 前掲書104頁以下, ならびに Dicey 前掲書110頁参照。
- (10) 以下の記述は, Guttman 前掲書116頁以下, 332頁以下による。
- (11) Guttman 前掲書346頁以下参版。
- (12) 以下の記述は May 前掲書第1巻203頁以下による。
- (13) この点に関しては, Guttman 前掲書104頁以下, ならびに, May 前掲書第2巻128頁を参照のこと。
- (14) May 前掲書第2巻208頁以下。
- (15) May 前掲書第2巻221頁以下, および Guttman 前掲書419頁以下。
- (16) Guttman 前掲書384頁以下。
- (17) この点に関しては, May 前掲書第2巻57頁以下, ならびに同第1巻347頁以下を参照のこと。

〔訳注〕

<1> イギリスのジェントルマン理念に関しては, イギリスの社会構造の性格をめ

ぐってきわめて興味深い問題を孕んでいるが、この問題に関する最近の研究として、村岡健次・鈴木利章・川北稔編『ジェントルマン・その周辺とイギリス近代』ミネルヴァ書房、1987年参照のこと。

- 〈2〉 ウィリアム・ペーリ 英国教会神学者
- 〈3〉 本来「ジャコバン主義」とは、フランス革命の時に、主としてロベスピエールによって主導された政治主張——ルソー的な人民主権を目指す政治主張——を指すが、イギリスにおいては、特に「ジャコバン主義者」(Jacobins)という言葉がイギリス国内におけるフランス革命への同調者、あるいは改革提唱者一般を指すものとして使用された点に注意する必要がある(参照、Chris Cook & John Stevenson, *The Longman Handbook of Modern British History 1714—1980*, Longman, London, 1982, p. 290)
- 〈4〉 エルドン卿 イギリスの政治家、石炭商の家に生まれるが、1782年下院に入り、大法官を勤めた(1810—06,07—27)反動弾圧政策の中心人物。
- 〈5〉 ジョンウィズレー メソジスト派(Methndist)創設の中心人物。
- 〈6〉 参照、E. Poritt, *Unreformed House of Commons*.
- 〈7〉 カトリック教徒への差別的取扱に反対するために、オコンネル(Daniel O'Connell, 1775—1847)が指導した運動。その一応の成果は、1829年5月に制定された「カトリック解放令」(Catholic Emancipation Act)である。「『背後に民衆がついている』という自信を持って、1828年7月の補欠選挙で、クレア区において大勝を博して当選したオコンネルは、『アイルランド人としての権利主張のための政治的発奮』を誓ってイギリス議会上に登場した。ウェリントン=ピール内閣は、これを内乱の前兆とみなし、カトリックへの譲歩を賢明な策と考え、与党(保守党)の反対にもかかわらず、1829年5月「カトリック解放令」が成立したのである」(高橋裕之「ダニエル・オコンネルとアイルランドのナショナルイズム」糸永寅一他監修『ヨーロッパキリスト教史5近代』中央出版社、2972年、409頁)。
- 〈8〉 銀行家トーマス・アトウッド(Thomas Attwood, 1783—1856)によって指導された政治同盟の方式を指すものと思われる。アトウッドは、1832年以降、パーミンガム選出の下院議員となり、後にはチャーチスト運動に緊密な関係を持つようになった(参照、Chris Cook & John Stevenson, *op. cit.*, p.253.)。
- 〈9〉 第一次選挙法改革案が議会で審議されている当時、この法案が通過するまで、納税を拒否するという運動が展開された。「大集会が全国津々浦々で開催された。政治同盟は法案が通過するまで一切の納税を拒否すると誓った。ブリストルで暴動者が数日間市を占拠して、牢獄、市庁、および国教会の監督館を襲撃した。ダービー牢獄は襲撃され、ノッティンガム城は焼払われた。ロンドンでは王のもと

に暴徒が押しよせ、著名な議会改革反対派の人々の家の窓が破られた」（George Douglas Howard Cole, *A Short History of the British Working-Class Movement 1789—1947*, 1948. 林健太郎・河上民雄・嘉治元郎訳『イギリス労働運動史Ⅰ』岩波書店, 1952年, 118—9頁）。